

議案第 13 号

富津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
富津市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

漁港に係る使用料等の徴収に係る規定を整備することによりその徴収を適正に行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市漁港管理条例の一部を改正する条例

富津市漁港管理条例（昭和47年富津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 使用料等は、使用又は占用の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該使用又は占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

第14条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が使用又は占用の許可を取り消した場合において、既に納めた使用料等の額が当該使用又は占用の許可の日から当該使用又は占用の許可の取消の日までの期間につき算出した使用料等の額を超えるときは、その超える額の使用料等は、返還するものとする。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、土砂採取料等について準用する。

第15条第3項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の富津市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料等及び土砂採取に係る土砂採取料等について適用し、同日前までの使用又は占用に係る使用料等及び土砂採取に係る土砂採取料等については、なお従前の例による。